

岩 手 九 戸 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 5 年 5 月

株式会社タカ・クリエイト

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年3月15日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和5年3月15日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・岩手日報
- ・デーリー東北

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ひろの（令和5年3月1日発行：別紙2参照）
- ・広報かるまい お知らせ版（令和5年2月21日発行：別紙3参照）

③ インターネットによるお知らせ

以下のURLに「News（新着情報）」を掲載した。

- ・株式会社タカ・クリエイト ウェブサイト（別紙4-1参照）

<https://takacreate.com/>

また、以下のウェブサイト情報が掲載された。

- ・岩手県のウェブサイト（別紙5参照）
- ・洋野町のウェブサイト（別紙6参照）
- ・軽米町のウェブサイト（別紙7参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 6 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・岩手県県北広域振興局 久慈保健所（岩手県久慈市八日町 1-1）
- ・岩手県県北広域振興局 二戸地域振興センター（岩手県二戸市石切所字荷渡 6-3）
- ・洋野町役場種市庁舎（岩手県九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地）
- ・洋野町役場大野庁舎（岩手県九戸郡洋野町大野第 8 地割 47-2）
- ・軽米町役場（岩手県九戸郡軽米町軽米第 10 地割 85 番地）
- ・軽米町小軽米出張所（岩手県九戸郡軽米町小軽米第 12 地割 63-1）

② インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社タカ・クリエイト Web ページ（別紙 4-3 参照）

<https://takacreate.com/iwate.html>

(4) 縦覧期間

令和 5 年 3 月 15 日（水）から令和 5 年 4 月 14 日（金）までとした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は、0 名であった。

（内訳）

洋野町種市庁舎	0 名
洋野町大野庁舎	0 名
軽米町役場庁舎	0 名
軽米町小軽米出張所	0 名
岩手県県北広域振興局 久慈保健所	0 名
岩手県県北広域振興局 二戸地域振興センター	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1～7参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和5年4月8日（土）15時00分から
- ・ 開催場所：洋野町大野農村環境改善センター
(岩手県九戸郡洋野町大野第60地割40-2)
- ・ 来場者数：5名

- ・ 開催日時：令和5年4月9日（日）10時00分から
- ・ 開催場所：軽米町小軽米出張所生活改善センター
(岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第12地割63-1)
- ・ 来場者数：5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙8参照)

(1) 意見書の提出期間

令和5年3月15日(水)から令和5年4月28日(金)までの間とした。

(郵送の受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送またはメールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

合計2名の方から合計2通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は20件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出者(名)	意見書数(通)	意見数(件)
1	1	13
1	1	7
合計2名	合計2通	合計20件

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	【1】貴重な自然環境の保全に関して 北上高地北部の沿岸地域には山林・牧野・農耕地・河川等の混在した多様な豊かな自然環境があり、三陸沖は寒流と暖流のぶつかる世界有数の漁場としても知られております。そのため、当該地域には一年を通して多様な野生動物が生息しており、特に様々な鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっています。そして今回の方法書のp.68にも記載されているように、環境省はこの地域全体を環境アセスメントデータベース(EADAS)のセンシティブティマップで注意喚起メッシュに指定しております。このような地域に大規模な風力発電施設の連設を行うと豊かな自然環境、特に鳥類の生息環境に重大な影響が及ぶ可能性が強く危惧されます。従って私どもは軽米町と洋野町にまたがる地域を風力発電事業計画の予定地から除外するべきであると考えます。	今後、現地調査を実施し、動植物などの生息及び生育状況について、把握いたします。これらの結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。
2	【2】希少猛禽類の生息環境の保全に関して 当該事業予定地域やその周辺にはイヌワシが高密度で生息しており、そのことは今回の方法書p.67のメッシュ図にも示されております。一方同ページのメッシュ図によれば、クマタカはこの地域に生息していないとされておりますが、これは私どもの観察結果とは異なります。イヌワシとクマタカはともに環境省の「レッドリスト2018」では絶滅危惧IB類、岩手県の「いわてレッドデータブック」ではAランクに指定されており、それらの生息環境の保全が強く求められております。また文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。風力発電施設は、主に「バードストライク」と「風発施設の忌避により狩場（餌場）が放棄されること」の2点の危険要因によりこれらの希少猛禽類の生息を脅かします。実際、岩手県の北上高地には既に数箇所風力発電施設が稼働しており、その結果として岩手県内各地で特にイヌワシの繁殖や採餌の適地が消滅しております。このような状況下で新たに北上高地に風力発電施設が稼働すると、希少猛禽類の生息環境の一層の悪化を招くこととなります。従って当会は希少猛禽類の生息環境の保全の立場より貴社の配慮書に示されている当該事業計画の中止を強く求めます。	今後の現地調査ではクマタカやイヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、鳥類の生息状況を把握してまいります。これらの現地調査結果等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。 なお本事業は環境影響評価法で定める第2種事業に該当するため、方法書からの手続きを開始しております。本図書は、配慮書ではなく方法書であることを申し添えます。
3	(1) 風力発電施設の設置は、山の稜線を猛禽類や大型鳥類が飛ぶ際にバードストライクの可能性を高めるとともに、風力発電施設やその周辺の広大な地域から希少猛禽類を排除することに繋がります。実際に、岩手県内では2008年9月に釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライク事故が発生しており、またかつてはイヌワシの定常的な採餌場であつ	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）などのガイドラインを参考にし、本事業における環境保全措置を検討し、バードストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。

（表は次ページに続く）

	た盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働に伴いイヌワシの姿が全く見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地域が失われた同様の事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち、希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策は確立されておられません。	
4	(2) 貴社の方法書 p. 7～p. 8 に示されている通りに当該事業が進められると、山の尾根筋に最大高度 168.5m の 3 ブレード型風車が最大で 11 基林立することになります。この 168.5m という高度は、これまでの種々の研究結果により、イヌワシの主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られており、このままでは施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライク発生の可能性が高まります。既存の 3 ブレード型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライクを起こしていることは、過去の膨大なデータにより明らかになっておりますし、既存の風力発電施設において、ブレード塗装やシール貼り付け等の対策が希少猛禽類のバードストライク防止にあまり有効でないことも既の実証されております。実際に、2008 年 9 月に釜石広域ウインドファームで発生したイヌワシのバードストライクも、3 ブレード型の風力発電装置によるものでした。従ってこのような過去の事例を教訓とし、当該地域での風力発電事業計画を中止するよう強く求めます。	今後実施する現地調査結果を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、本事業における環境保全措置を検討し、バードストライク・バットストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。
5	(3) 当該地域付近の各所にイヌワシの採餌適地(狩場)が点在していることは、私どものこれまでの観察により明らかになっております。また今回の方法書の p. 67 のメッシュ図でも、イヌワシの生息メッシュの中に当該事業予定地域が位置していることが示されております。これに関して、岩手県内で現在稼働している風力発電施設近隣のイヌワシ営巣地では繁殖に成功しない状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず、風力発電施設の稼働開始に伴いイヌワシがその周辺地域を忌避し、その結果としてイヌワシの採餌適地(狩場)が失われていると考えられております。従ってイヌワシの生息メッシュ内に風力発電施設を建設すること自体が、イヌワシの安定的な生息を脅かす可能性が極めて高いと言えます。しかし当該事業計画が方法書段階であるにも関わらず、対象事業実施予定区域内の最大 11 基という風車の建設予定地点が具体的に示されておらず、この事業計画が実施された場合のイヌワシの生息環境への影響に関する事前の予測を引き延ばしていると言わざるを得ません。今回の事業予定地周辺にどの程度のイヌワシ営巣地が存在するかについては、希少猛禽類の特殊性により明らかにされておられません。イヌワシの生息環境保全のためには、イヌワシ生息メッシュ内での風力発電施設の建設を是非とも避けていただく必要があります。	現時点においては風力発電機の設置位置は決まっておりません。現地調査の結果等を踏まえて位置等の計画の熟度を高めます。そのため、方法書では、風力発電機の設置を検討している範囲をお示ししております。今後の現地調査ではイヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、鳥類等の生息状況を把握いたします。また、イヌワシについては、餌場等の利用が見られた場合においても、専門家等の意見を参考に、影響を回避又は極力低減できるよう環境保全措置等を検討してまいります。
6	(4) (3)とも関連しますが、当該事業の計画の中で風力発電施設や、付随して必要となる変電施設や送電網、及びアクセス用の道路をどこにどのように設置するのかについて、今回の方法書 p. 7～p. 10 では具体的な記述が全くありません。本来であれば、これらの設置工事や運用自体が当該地域の自然環境に影響を及ぼすはずですが、これでは事業計画を方法書	変電設備及び送電網等について、検討中となり公表に至りません。今後事業計画を検討し、計画熟度を高めてまいります。

	段階で公表して既成事実化しておき、実際には自然環境への配慮を後回しにして計画を進めようとしていると受け止めざるを得ません。	
7	【3】 渡り鳥の生息環境の保全に関して 日本列島は、東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛翔コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに、日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに解明されていなかった鳥類の渡りのコースなども明らかになってきております。実際に、大型渡り鳥に発信器を装着して追跡する最新の調査技術により、北上高地がガン・カモ類やハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートとなっていることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが、最近2～3年の間に徐々に知られるようになりました。今回の方法書 p. 53～p. 55 の本文や p. 62～p. 65 の図などでも、大型渡り鳥であるガン類やオオハクチョウの過去の確認事例が記載されております。また当該地域の内陸部にはオオジシギ、沿岸部にはオジロワシ・オオワシといった海ワシ類、コクガンが渡来しますが、これらはいずれも環境省のレッドリストで準絶滅危惧種に指定されております。風力発電施設が北上高地の至る所に設置される状況になれば、これらの渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の危険性が非常に高まります。従って鳥類の生息地と渡りのコースの保全対策を考慮するなら、当該事業計画の中止が強く求められます。	今後の現地調査では渡り鳥等の主要なルートになっているかなど状況を把握してまいります。これらの現地調査結果等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。
8	(1) 風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類や渡り鳥をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることは、これまでに世界各地で多数報告されています。また風力発電施設の稼働が、渡り鳥の行動範囲の制約や渡りのコースの攪乱に繋がる要因となることも知られております。そのため、これらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には、事前の詳細な生息状況調査が不可欠です。過去の失敗事例に学ぶ保全対策の検討も欠かせません。しかし、方法書の p. 49～p. 50 にはそれらに関する文献の引用がなく、これらの問題点を解決しようとする方向性が見られません。	公表されている過去の事例も踏まえ、影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。
9	(2) 当該地域の周辺にはオオジシギが繁殖しております。オオジシギは環境省のレッドリストでは準絶滅危惧種(NT)に、いわてレッドデータブックでは B ランクに指定されております。実際に日本野鳥の会が2016年に実施した全国オオジシギ生息調査では、本州での生息地域の減少が顕著であることが明らかになっております。そしてその習性により、風力発電施設でのバードストライクの可能性が高いとされております。しかし今回の配慮書の中では、当該地域のオオジシギに特化した生息状況調査やバードストライクの可能性評価は検討項目に入っておらず、このままではオオジシギの生息環境の保全への配慮は不十分と言わざるを得ません。	今後、現地調査を実施し調査範囲において確認があった重要な種に該当する種を予測対象としております。予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。 なお本事業は環境影響評価法で定める第2種事業に該当するため、方法書からの手続きを開始しております。本図書は、配慮書ではなく方法書であることを申し添えます。
10	(3) 当該地域を含む三陸沿岸地域には、環境省レッドリストで絶滅危惧 II 類(VU)に指定されているオジロワシ・オオワシといった海ワシ類が冬季に少数ながら渡来し越冬しております。しかし、これらの海ワシ類の生息環境の保全については方法書の中では記述されておられません。実際に北海道ではこれまでに風	今後、現地調査を実施し調査範囲において確認があった重要な種に該当する種としております。予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。

	力発電施設でのオジロワシのバードストライクが頻発しており、これに対して、環境省はつい先日の2022年8月8日付で「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」を策定し公表しました。しかし今回の方法書には、そのような過去の事例や行政による最新の保護対策に関する引用がなく、それらに対応しようとする方向性が見られません。	
11	(4) 近年の環境影響評価においては、ガン・カモ類やハクチョウ類の渡りのコースや生息環境が重視されます。ここで特筆すべきことは、青森県から宮城県にかけての三陸沿岸一帯が日本有数のコクガンの越冬地であるという点です。コクガンは環境省レッドリストでは絶滅危惧II類(VU)であり、国の天然記念物にも指定される希少な渡り鳥です。コクガンの主な餌はアマモなどの海藻ですが、アマモの生育する場所は三陸沿岸でも限られております。従ってコクガンの生息環境の保全のためには、アマモの生育に必要なミネラルなどの栄養分を山から海に供給している多くの河川の水環境の維持が重要であり、海と山をセットにした総合的な環境保全が求められます。当該事業区域は内陸部に位置しておりますが、その周囲の大小の河川は全て三陸沿岸に注ぎます。仮に内陸部の風力発電事業により河川の汚濁や水質変化によりアマモの生育環境に変化が生じれば、それがこの地域で越冬するコクガンの生息状況に影響を与えることが危惧されます。しかし今回の方法書の中では、内陸部の水系とコクガンの生息環境を関連づける記述は見られず、このままではコクガンの生息環境保全への配慮は全く不十分であると考えざるを得ません。	今後の現地調査ではガン・カモ類やハクチョウ類の渡りについても対象とし、主要なルートになっているかなど状況を把握してまいります。これらの現地調査結果等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。
12	(5) 風力発電施設の影や低周波音を含む騒音が、近隣住民の生活環境や健康、さらに牧畜業などに影響を及ぼす恐れがあることは以前より知られておりますが、それにとどまらず当該地域の野生動物の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし今回の方法書においては、近隣の住居等と風車の影や騒音に関する調査に関する記述は p. 198～p. 200 に示されているものの、風車の影や低周波音を含む騒音が野生動物の生息、例えば夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類などの生息に、どのような影響を及ぼすかという観点には全く触れておりません。また今後の計画の具体化に伴ってそれらに関わる調査も必要となるにも関わらず、そのような調査を実施するか否かについての記述も見られません。従ってこのままでは環境影響評価に値する調査結果は得られ難いと考えられます。	風力発電機の影や低周波音を含む騒音が野生動物の生息に与える影響について国や地方自治体等が採用している知見等は、現状無いものと認識しております。環境影響評価制度において、今後、国や地方自治体等より調査手法や指針等が示された場合において、適切に対応いたします。
13	【4】風力発電施設の累積的影響に関して 近年は、「面としての環境保全」の考え方に基づき、風力発電事業計画全般に対して「他事業者との情報共有・情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、その結果を記載すること」、及びそれらの複数の事業計画による累積的環境影響の適正な評価が強く求められております。そしてこの考えに沿う形で、方法書の p. 14～p. 15 には隣接する他の事業者の風力発電事業計画として 8 件が示されております。しかしそれ以外にも、北上高地北部において「高森高原風力発電事業」や「袖山高原風力発電事業」が既に稼働しているほか、周辺地域には「折爪岳南（第1期）風力発電事業」が建設工事中であり、さらに「(仮称)	近接し計画されている他事業者の事業計画が明らかになった場合には、累積的な環境影響について検討いたします。 なお本事業は環境影響評価法で定める第2種事業に該当するため、方法書からの手続きを開始しております。本図書は、配慮書ではなく方法書であることを申し添えます。

一戸・稲庭風力発電事業」や「SGET 岩泉ウインドファーム事業」などをはじめとする多くの風発事業計画が進められております。仮に当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て稼働することになれば、北上高地から三陸沿岸にかけて風力発電施設が数珠繋ぎとなり、北上高地北部の広大な地域において鳥類の生育環境に及ぼす累積的影響は計り知れないほど大きなものになると懸念されます。それにも関わらず、この配慮書の中にはこれらの風力発電事業計画全体の累積的環境影響を科学的に評価し、その影響を最小限に留めようとする方向性が全く示されておられません。従って今回の配慮書の通りに当該事業計画が進められれば、岩手県北部の広大な地域において、イヌワシの生息阻害やガン・ハクチョウ類の渡りルート遮断などの起こる恐れが十分に想定されます。私どもは鳥類の生息地と渡りのコースの保全の観点により当該事業計画の白紙撤回を強く求めます。

表 2-1 (2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）

No.	意見の概要	事業者の見解
14	1. 地域の環境を大きく変える計画なので容認できない。 この地域は、長年、地元住民に親しまれ、保全されてきた地域です。風力発電計画は、この地域の環境を大きく変えます。これまで長年保たれてきた生態系、野生生物（留鳥、渡り鳥、コウモリ類、飛翔性昆虫）への影響は大きく、景観も良くありません。計画の中止を要望します。	今後、現地調査を実施し、動植物などの生息及び生育状況について、把握いたします。これらの結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、同時に景観等にも配慮し、計画熟度を高めてまいります。
15	2. 渡り鳥などの野鳥やコウモリ類への影響が懸念されます。 計画の3枚ブレードの風力発電器機は、ブレードに防護設備がなく、悲惨なバードストライク並びにバットストライクを引き起こす重大な欠陥があることが、国内外の被害実績で実証されています。器機を最新のマグナス式なら考慮する余地もあります。尾根は大型猛禽類、渡り鳥、コウモリ類、昆虫類も利用して移動するので風車は障害となります。希少種イヌワシも文献調査で確認されているようですので、イヌワシが確認された場合は、衝突予測などという姑息な環境影響予測をたてず、直ちに白紙撤回とすべきです。希少種でなくても、ハクチョウ類、ガン類などの大型水鳥、ツグミ、アトリ、マヒワなど飛来の多い冬鳥は1000羽を超える記録が出た場合には、計画を中止すべきです。	今後、現地調査を実施し、動植物などの生息及び生育状況について、把握いたします。これらの結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。
16	3. 山野開発は災害の要因となります。 地域住民の事を考えると、低周波など騒音、景観、災害対策、風車の影問題は大きな課題です。 近隣の岩泉町では、数年前に台風10号、19号などのゲリラ豪雨による甚大な災害が発生しています。温暖化でさらなる大型台風も予測されています。山野開発は、山野災害の要因となることから問題です。最近の災害は、かつてない豪雨と表現される傾向が強く、山野の森林伐採、表土の掘削は河川の濁りなどの苦情が各地から報告があります。最大の防災対策は山野開発をしないことです。	騒音、超低周波音、風車の影、景観に関しましては、現行の環境影響評価法、その他関係法令、環境影響評価の手引き等に定める予測手法に従い、適切な予測及び評価を実施いたします。一方、山野災害は防災上のテーマであり、環境影響評価手続きの範疇外であると考えております。開発による山野災害の可能性の有無に関しては、森林法に基づく林地開発許可制度において扱うものであり、対策が十分講じられているか否かについて、この審査で明らかになることと考えます。
17	4. 累積的影響評価が問題です。 周辺地域には、ほかに既設、計画が8か所もあり累積的影響評価も大きな問題です。現状では北上高地のほぼ全域の高原、牧野等に風力発電計画があり問題です。特に蔑の長いイヌワシは牧野を重要な狩場として利用、尾根上の風を利用して移動しますので風発設備は障害となります。累積的影響評価を他の計画で事業者にとって求めている事例がありましたが、事業者は他の事業者の情報提供が無く累積的影響評価をできないと逃げています。累積的影響評価は、監督官庁である環境省、イヌワシの生息状況や実情を把握している県の専門員が指導的役割を果たし、風発の立地の可否は行政が公正に判断すべきです。センシティブティマップは、有効に機能しているのか疑問です。	近接し計画されている他事業者の事業計画が明らかになった場合には、累積的な環境影響について検討いたします。
18	5. 電力の需給予測と風力発電会社の問題。 国は国際的な温暖化対策に足並みを合わせて、十分な検討がなされないまま風力発電計画を推進しているように感じます。狭い国土の日本では、風力発電は環境に与える影響が大きく、現状の器機では有効なバードストライク、バットストライクの対策がないことも問題です。計画地の実情に合わせた再生エネルギーの方法や他の発電方法を考えるべきです。ロシアの侵攻によりエネルギー問題が出てきました。国は原発再稼働の推進、新規の原発開発も報道されています。企業は、再生エネ	公表されている過去の事例も踏まえ、バードストライク及びバットストライク対策について新規知見の収集に努めてまいります。本事業では再生可能エネルギーが利活用されエネルギー自給率に貢献し、持続可能な脱炭素社会の一助を目指し、環境への負荷がより少なくなるよう事業の計画熟度を高めてまいります。

（表は次ページに続く）

	ギーは不安定電力として歓迎していないように見受けられ、新規の火力発電の稼働、今後の計画報道など混乱しています。昨年上半期の欧州の国民総生産の不調は再生エネルギーに依存した結果と報道されています。岩手県は、梁川ダムを発電ダムとし、メガソーラー、木質バイオも県内各地で普及。都市のイベントのライトアップなど電力浪費と見られる事例も多く、SDGs の推進からも、電気は将来の経済や人口減少予測を適正に判断し電力の需要を求め、多く作るのではなく、節電対策を推進すべきです。風発事業は、最近では投資会社も多い。稼働後企業の転売問題、設備の耐用年数後について不明要素が多く、事業者が倒産した場合の風発設備の撤去など疑問点が多い。	
19	6. 風力発電計画の生態系全体の影響評価が不足しています。 環境影響評価は、生態系全体に与える影響を総合的に判断して事業が適正か判断すべきです。国内では風力発電設備の野生生物への影響や被害実績は蓄積段階です。海外では、国内で被害報告のないスズメからハゲワシ類まで、多くの種類の野鳥やコウモリ類が被害に遭っていることが報告されているので参考にして評価することを願います。地域に集中した計画は、主に留鳥などの普通種の生息圏の破壊行為です。行政の各審議会、事業者の計画書では、希少種のみを中心に議論する傾向が強いと思います。普通種のツグミ、アトリ、マヒワでも多数記録されたら問題とすべきです。	生態系における典型性注目種としては、現在比較的生息していると推測するカラ類を選定する予定としております。また、鳥類の普通種であっても渡りについては、予測対象としております。今後実施する現地調査結果等を踏まえて、環境影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。
20	7. 適正な環境影響評価と適切な保護対策を望みます。 最近の傾向として、風力発電の普及のために、「バードストライクは不確実性がある」という理由で希少種が確認された場合でも計画中止と判断せず、「事後調査に移行」して対応策を探る事業容認の方向へ変わったように見えます。最近、小規模計画はアセスを必要としないなどの法改正もあり規制緩和は容認できません。 また、現行のアセス方法では、月当たり3日間連続の調査を2年間で短い。一日当たりの調査時間は午前8時から16時と年間同じです。春から夏の長い日照時間帯でも、野鳥の最も活動する早朝、夕刻の時間帯など繁殖期の重要な時間帯の調査が実施されないととても緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動しますが有効な調査がされていません。風車の稼働計画に、バードストライクの発生確率が高い悪天候時、渡り鳥の最盛期は風車を止めるなどの稼働規制やブレードの回転数を落とすなど、野鳥保護の対策が見られないのも問題です。バードストライク調査は、鳥獣に詳しい人により適正に実施すべきです。そのせいか被害報告が国内では少ないと感じます。専門家は、計画を容認する人選をしているようにも感じます。匿名とせず氏名を公表することで専門家の権威が証明されます。公正中立な環境影響評価をお願いします。	バードストライクに関する国内の知見が少ないこと、風力発電機がない状況で解析となるため、バードストライクの予測には不確実性を伴うと考えております。 本事業は、環境影響評価法に定める第二種事業として、国及び県における審査を受け、今後の調査についても適切に実施いたします。なお、専門家については、個人情報保護の観点から、氏名等は匿名としております。

○日刊新聞紙による公告

・岩手日報（令和5年3月15日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社タカ・クリエイト
代表者の氏名 代表取締役 高島 保夫
事務所の所在地 愛知県一宮市八幡二丁目一
二、対象事業の名称 岩手九戸風力発電事業

種類 風力（陸上）

規模 発電設備出力：最大四万六千二百キロワット

三、対象事業実施区域 岩手県九戸郡洋野町及び九戸郡軽米町の行政界周辺
四、関係地域の範囲 岩手県九戸郡洋野町及び九戸郡軽米町
五、縦覧の場所 県北広域振興局保健福祉環境部若手県久慈保健所、県北広域振興局若手県二戸地域振興センター、洋野町役場種市庁舎企画課、洋野町役場大野庁舎、軽米町役場一階市民ホール、軽米町小軽米出張所

縦覧時間 各施設の開庁日および開庁時間に準ずる。
縦覧期間 令和五年三月十五日（水）から令和五年四月十四日（金）まで

電子縦覧 <https://takacreat.com/>

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、令和五年四月二十八日（金）までに左記の問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください（郵送の場合は当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、開催日 四月八日（土）十五時から 洋野町大野農村環境改善センター（岩手県九戸郡洋野町大野第六十地割四十二）

二、開催日 四月九日（日）十時から 軽米町小軽米出張所生活改善センター（岩手県九戸郡軽米町大字小軽米二一六三）

八、問い合わせ先 株式会社タカ・クリエイト 高島保夫
〒四九一・〇九〇三 愛知県一宮市八幡二丁目一
電話〇九〇・九〇七・三六二六（土・祝日を除く九時半から十八時まで） メールアドレス takac.1971@outlook.jp

・デーリー東北（令和5年3月15日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社タカ・クリエイト
代表者の氏名 代表取締役 高島 保夫
事務所の所在地 愛知県一宮市八幡二丁目一
二、対象事業の名称 岩手九戸風力発電事業

種類 風力（陸上）

規模 発電設備出力：最大四万六千二百キロワット

三、対象事業実施区域 岩手県九戸郡洋野町及び九戸郡軽米町の行政界周辺
四、関係地域の範囲 岩手県九戸郡洋野町及び九戸郡軽米町
五、縦覧の場所 県北広域振興局保健福祉環境部若手県久慈保健所、県北広域振興局若手県二戸地域振興センター、洋野町役場種市庁舎企画課、洋野町役場大野庁舎、軽米町役場一階市民ホール、軽米町小軽米出張所

縦覧時間 各施設の開庁日および開庁時間に準ずる。
縦覧期間 令和五年三月十五日（水）から令和五年四月十四日（金）まで

電子縦覧 <https://takacreat.com/>

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、令和五年四月二十八日（金）までに左記の問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください（郵送の場合は当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、開催日 四月八日（土）十五時から 洋野町大野農村環境改善センター（岩手県九戸郡洋野町大野第六十地割四十二）

二、開催日 四月九日（日）十時から 軽米町小軽米出張所生活改善センター（岩手県九戸郡軽米町大字小軽米二一六三）

八、問い合わせ先 株式会社タカ・クリエイト 高島保夫
〒四九一・〇九〇三 愛知県一宮市八幡二丁目一
電話〇九〇・九〇七・三六二六（土・祝日を除く九時半から十八時まで） メールアドレス takac.1971@outlook.jp

○地方公共団体の広報誌による「お知らせ」

・ 広報ひろの

暮らしに役立つ情報ファイル

お知らせ

特別弔慰金の請求期限にご注意を

第11回特別弔慰金の請求期限は3月31日(金)までです。期限を過ぎると、特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、請求していない人は、忘れずに請求してください。

■支給対象 令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給します。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人 ②戦没者等の子 ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ④①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

■支給内容 ▷国債名称…第十一回特別弔慰金国庫債券(号)▷額面 25万円

■請求窓口 役場福祉課(種市庁舎) ☎65-5915、総合サービス課(大野庁舎) ☎77-2112

林地開発許可制度が変わります

令和5年4月から、森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合の、許可が必要となる開発面積の基準が変わります。これまでは、開発面積が1畧を超える場合、県知事の林地開発許可が必要でしたが、今後はその面積が0.5畧になります。

林地開発許可を取得せずに開発を行った場合、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されますので、ご注意ください。

■問い合わせ先 役場農林課 ☎77-2113

スポーツ安全保険の加入受付

県スポーツ安全協会は、スポーツや文化、ボランティア活動を行う4人以上の団体が対象の「スポー

宝くじ助成で備品を整備

柏木畑行政区が「コミュニティ助成事業(宝くじ助成事業)」を活用して備品を整備しました。同事業は宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に、(一財)自治総合センターが実施しているものです。助成を受けて購入した備品は次のとおりです。

▷購入備品…エアコン、冷蔵庫、炊飯器、テレビ、こたつ、DVDプレイヤー、カラオケ機、パソコンほか ▷助成額…230万円



▷宝くじ広告マーク
コミュニティ助成事業では、整備した備品に宝くじ広告マークが表示されます。

ツ安全保険」の加入を受け付けます。

■対象範囲 団体活動中およびその往復中

■対象保険 傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険

■保険期間 4月1日(出)～令和6年3月31日(日)

■掛金(1人年額)▷文化・ボランティア・地域活動・子どもスポーツ活動…800円▷高校生以上のスポーツ活動…1,850円▷65歳以上のスポーツ活動…1,200円

■問い合わせ先 種市体育館 ☎65-4290、大野体育館 ☎77-3075、(一財)スポーツ安全協会 ☎0570-087109(ナビダイヤル) ☎03-5510-0033

出会いを結ぼうシアワセにつなげよう

いきいき岩手結婚サポートセンター「i-サポ」では、会員登録制によるお見合い事業や、結婚を希望する人、独身従業員の結婚を応援する県内企業・団体などへ婚活イベント情報の発信などの事業を行っています。

県、県内市町村など公的機関による取り組みのため、安心して安全な活動ができます。詳しくは「i-サポ」ウェブサイトをご覧ください。

■ウェブサイト <https://www.ikiiki-ivate.com>

環境影響評価方法書の縦覧・説明会

株式会社・クリエイイトが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の調査、予測および評価の手法を取りまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

■縦覧書類 岩手九戸風力発電事業「環境影響評価方法書」

■縦覧場所 役場企画課(種市庁舎)、大野庁舎1階市民室

■電子縦覧 <https://takacreate.com/>

■縦覧期間 3月15日(木)～4月14日(金) ※平日の開庁時間

■意見書の受付 意見をお持ちの人は、住所、氏名および意見を記入の上、4月28日(金)までに縦覧場所の意見箱へ投函するか、下記問い合わせ先へ郵送又はメールでご提出ください(当日消印有効)。

■環境影響評価方法書の説明会

▷日時…4月8日(土) 午後3時～▷場所…大野農村環境改善センター

■問い合わせ先 株式会社・クリエイイト 高島 ☎491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1 ☎090-9907-3626 takac.1971@outlook.jp

・ 広報かるまいお知らせ版

お知らせ版433号①裏面

再掲載

軽米町中小企業者
エネルギー価格高騰対策支援金

■対象事業者

町内に本店又は支店がある法人または、町内に住所を有する
個人の中小企業者（農業者＝農林畜産業者は除く）

※中小企業基本法第2条第1項等に規定する農業者以外の法人
及び個人事業者。

■支 援 額

法人15万円 個人10万円（期間内に1事業者1申請）

※複数の店舗や事業を営んでいる場合は重複支給しません。

※軽米町運輸事業者等運行支援緊急対策支援金の受給者は差額
分を支給します。

※既に農業資材価格高騰対策支援金を受給済みの方で、本来の
主な収入が営業収入の方は差額を支給します。

※12月以降既に受給済みの方は申請出来ません。

■要 件

- ①令和3年以前から事業収入（営業収入）があること
- ②引き続き事業を継続する意思があること

■申請期間 令和5年3月10日（金）まで

■提出書類

- ①軽米町中小企業者エネルギー価格高騰対策支援金交付申請
書（請求書）（様式第1号）
- ②振込希望口座の通帳の写し（表紙及び見開き1頁目）
- ③申請者（代表者）の公的身分証明書の写し

【上記に加え】

- 法人：①登記簿謄本の写し
②直近の確定申告書の写し
③法人事業概況説明書の写し
- 個人：①令和3年の確定申告書の写し
（事業収入の営業による収入が確認できる部分）

【問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当（☎46-4746）

移動図書館車「やまなみ号」
の運行日程(返却のみ)

◎3月1日（水） 晴山方面

◎3月2日（木） 笹渡方面

◎3月3日（金） 小軽米方面

【問い合わせ先】 町立図書館（☎46-4333）

岩手九戸風力発電事業
環境影響評価方法書の縦覧

■縦覧書類 岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書

■縦覧場所 役場1階町民ホール、小軽米出張所、
インターネット

■縦覧期間 3月15日（水）～4月14日（金）

■意見書受付期間 3月15日（水）～4月28日（金）

■説明会 4月9日（日）10:00

小軽米生活改善センター（出張所）

【問い合わせ先】

（株）タカ・クリエイト（☎090-9907-3626）

（土・日・祝日を除く9:30～18:00）

ハローワーク二戸求人情報

軽米町内に就業場所がある求人になります。

職 種	事業所名
一般事務員	(株)ウイング
事務員、タクシードライバー	軽米タクシー(株)
事務・調理補助者	(株)ケーエスエンタープライズ
調理者、調理補助者	(有)北新石油
スタンド店員	(株)コメリ ハード&グリーン
販売・店舗運営職	軽米店
営業スタッフ	トヨタ L&F岩手(株)
フォークリフト整備士	社会福祉法人
介護職員	桂泉会 くつろぎの家
介護員、介護補助員	社会福祉法人 麗沢会
看護師・准看護師	(株)十文字チキンカンパニー
種鶏飼育・採卵作業員	生産部 種鶏孵卵課
鶏舎内作業員	(有)新光商事
製造スタッフ	(株)アイソニック 軽米事業所
組立・検査	(株)STAGEUP
電子部品・製品の組立作業	(株)ワークパワー 盛岡営業所
普通作業員、現場管理、 現場管理補助、 重機オペレーター	南建設(株)
土木・建築作業員	(株)丹野組
郵便配達	日本郵便(株)
工場内衛生作業、食用鶏の解 体・フォークリフト運搬出荷、	郵便事業本部 軽米郵便局
電子部品組立・検査	(株)プロワークス 八戸営業所
販売（登録販売者）	(株)薬王堂
栄養士、調理師、調理員	日清医療食品(株) 北東北支店

詳しくはQRコード、または役場町民ホールの
求人情報をご覧ください。

【問い合わせ先】 ハローワーク二戸（☎23-3341）

○インターネットによる「お知らせ」
・株式会社タカ・クリエイト ホームページ

**再生エネルギー開発・コンサルティングのことならお任せ！
人や地球にやさしい企業を目指す**

Taka Create
株式会社 タカ・クリエイト

Corporate philosophy

目指すのは、サステナブルな社会の創出
タカ・クリエイトの再生可能エネルギー関連事業

- 1 オンサイト電源開発事業
- 2 オフサイト電源開発事業
- 3 FIT、FIP電源開発事業
- 4 風力、太陽光、バイオ、蓄電システムの事業開発
- 5 エネルギー関連機器、システムの販売・保守・修理・コンサル

Greeting

人と地球にやさしい企業

「人と地球にやさしい企業」として、再生可能エネルギーの開発・事業化に取り組んでいます。再生可能エネルギーは、環境にやさしいエネルギーとして、社会の持続可能な発展に貢献します。私たちは、再生可能エネルギーの開発・事業化を通じて、社会の持続可能な発展に貢献します。

Company

会社名	株式会社タカ・クリエイト
代表者	代表取締役 夏島 淳一
本社住所	〒491-0923 香川県 高松市八幡町1-1
TEL	090-9907-3626
FAX	0586-52-2171
資本金	5,000万円
設立年月	昭和33年7月24日
事業内容	再生可能エネルギー事業の企画・開発及び施工、再生可能エネルギーの開発・事業化に関するコンサルティング業務、エネルギー関連機器の保守・修理・コンサル
営業所	高松市八幡町1-1 3F





株式会社 タカ・クリエイティブ

090-9907-3626

電話対応時間 9時～17時※ 土日休み

お問い合わせ

Top
トップ

Business
事業案内

Company
会社概要

Contact
お問い合わせ

Privacy policy
プライバシーポリシー

Iwate

令和5年3月15日

「若手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

株式会社タカ・クリエイティブ

環境影響評価法に基づき「若手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、方法書）を公表いたします。

■方法書の縦覧
【縦覧場所】
・深野町 雄布庁舎（二階）企画課
・深野町 大野庁舎
・軽米町 軽米（一階）町民ホール
・軽米町 小町 米出張所
・若手風 東北広域整備局 二戸地域振興センター
・若手風 東北広域整備局 二戸地域振興センター

【縦覧期間】
令和5年3月15日（水）から令和5年4月14日（金）までの開庁日及び休館日

■インターネットによる方法書の公表

【方法書一冊目】



目次
第1章 事業概要の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章 対象事業の目的及び内容
2.1 対象事業の目的
2.2 対象事業の内容
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況
3.1 自然環境
3.2 社会的状況
第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手続き
4.1 環境影響評価の項目の決定
4.2 調査 予測及び評価の手法の決定
第5章 環境影響評価方法書を委託して事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
備考欄

【方法書二冊目】



縦覧書（PDF形式）

・方法書及び縦覧書は、令和5年3月15日（水）から令和5年4月14日（金）までご覧いただけます。
※ 印刷または複写はできません。

■意見書の提出
【意見書提出方法】
本環境影響評価法に基づき、環境保全の観点からのご意見、ご質問等をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所にある意見書用にご記入いただくか、下記お電話、お持ちせ先宛へ郵送にてお送りください。
意見書用紙は下記よりダウンロードしてください。



【意見書の提出期限】
令和5年4月28日（金）、郵送の場合は 当日消印有効

■説明会の開催
【開催日程及び場所】
4月8日（土）15時00分より 大野町 村環境改善センターにて
（若手風九戸部、深野町大野町60期40-2）
4月9日（日）10時00分より 小町米出張所生活改善センターにて
（若手風九戸部、米町小町米12-63-1）

■お問い合わせ先
株式会社タカ・クリエイティブ
〒491-0903
宮城県一宮市八幡2-1-1203
Eメール: takac.1971@outlook.jp
※Eメールによる、方法書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしておりません。

Contents

Business
事業案内

Company
会社概要

Contact
お問い合わせ

Privacy policy
プライバシーポリシー

News

2023年03月15日
「若手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について
2022年03月23日
ホームページオープンしました。

トップ

事業案内

会社概要

お問い合わせ

プライバシーポリシー

Copyright © 株式会社タカ・クリエイティブ All Right Reserved

・岩手県のウェブサイト

・洋野町のウェブサイト

The screenshot shows the official website of Yamano Town (洋野町). The main header includes the town's name and navigation links for various departments like Information, Health, Education, and Housing. A prominent blue banner at the top of the main content area reads: "陸上風力発電事業に関する「環境影響評価方法書」の掲載・説明会について" (Regarding the posting and explanation meeting for the "Environmental Impact Assessment Method Book" for land-based power generation projects). Below this, the date "公開日 2023年03月15日" (Release date: March 15, 2023) is shown. The text explains that Yamano Town, in collaboration with Ohtaka Creative, is planning to conduct an environmental impact assessment for land-based power generation projects. It lists the project details: "陸上風力発電事業" (Land-based power generation project), "環境影響評価方法書" (Environmental impact assessment method book), and the location "陸野町 陸野町2丁目企画地、大野町1丁目企画地" (Yamano Town, 2-chome Rikunocho Planning Area, Onocho 1-chome Planning Area). It also provides the URL "https://takacreat.com", the dates "3月15日(水)～4月14日(金)" (March 15 (Wed) to April 14 (Fri)), and the time "10時～16時" (10:00 to 16:00). A section titled "この記事に関するお問い合わせ" (Contact information for this article) provides the contact details for the Yamano Town Planning Department, including the phone number "026-7995" and the email "kikaku@yamano-town.jp". At the bottom, there is a feedback section titled "このページについてお聞かせください" (Please tell us about this page) with a form to provide feedback on the page's layout, content, and ease of finding information.

・ 軽米町のウェブサイト

新しい花風景と新文化のまち

岩手県 軽米町

Google 検索

文字サイズ (S) (M) (L) 配色変更 (昼) (夜) 言語 (日) (英) 電話を通知

暮らし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 観光・イベント 町の行政 事業者の方へ

ホーム > 町の行政 > 生活からのお知らせ > 再生可能エネルギー推進室 > 「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

公開日 令和5年 3月 16日 / 最終更新日 令和5年 3月 16日

「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧のお知らせ

町・町外において、株式会社タカ・クリエイティブが計画している「岩手九戸風力発電事業」に関して、環境影響評価書の縦覧、意見及び採決の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、説明会を開催いたします。

■縦覧書類 岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書

■縦覧場所 軽米町役場1階 市民ホール、小軽米公民館

■インターネットによる縦覧 <https://takacreate.com/> (縦覧開始日より)

■縦覧期間 令和5年3月15日(木)～令和5年4月14日(金)

■意見書受付期間 令和5年3月15日(木)～令和5年4月28日(金)

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお待ちの方は、住所・氏名・意見(意見の理由を添付)を記載の上、意見書受付終了日までに縦覧場所の意見箱へ投函頂くか、下記のお問い合わせ先へ郵送またはメールでご提出ください。(当日消印有効)

■環境影響評価方法書についての説明会 令和5年4月9日(日) 10時より小軽米出張所生活改善センターで開催します。

■意見書の提出及び問い合わせ先

株式会社タカ・クリエイティブ 高島保平

〒491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1

電話 090-9907-3626 Mail takac.1971@outlook.jp

(土・日・祝日を除く9時30分から18時まで。)

このページに関するお問い合わせ

再生可能エネルギー推進室

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町六字軽米10-85

TEL 0195-46-2115

メールでのお問い合わせ saiene@town.karakura.iwate.jp

各課からののお知らせ >

各課からのお知らせ

- 町民生活課
- 健康福祉課
- 健康福祉交流センター
- 社会福祉課
- 子育て支援課
- 生涯学習課
- 生涯学習振興委員会
- 地域交流課
- 水道事業所
- 教育委員会事務局
- 議会事務局・監査事務局
- 青年労働委員会事務局

子育てサポートタウン かるまい

子育てで日本一のまちを目指します

ふるさと納税

かるまい 雑穀王国

軽米の雑穀が主役

心の原風景を 守るまち軽米

花と緑のふるさと 軽米の風景対策

軽米の観光・物産

町長の部屋

町の人口・世帯数

総人口 13,274 (男 4,056・女 9,218)

世帯数 3,684

令和5年2月28日現在 市民生活課調べ

軽米町役場

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町六字軽米10-85

TEL 0195-46-2111

FAX 0195-46-2325

法人番号 1000028035017

役場のご案内

岩手県 軽米町

Copyright (c) Karakura Town. All Rights Reserved.

・お知らせ

お 知 ら せ

「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)及びその要約書を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和5年3月15日(水)～令和5年4月14日(金)

施設の開庁日及び時間に準ずる。

2. 閲覧にあたってのお願い

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、「意見書」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、「意見書」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送、もしくは電子メールで送付願います。

○受付期間 令和5年3月15日(水)～令和5年4月28日(金)

(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1

株式会社タカ・クリエイト

高島保夫

○意見書の電子メール送付先 takac.1971@outlook.jp

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://takacreate.com/>

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、持ち出し、コピー及び写真撮影は不可としています。

以 上

「岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

○意見書の提出期限 令和5年4月28日(金)〔当日消印有効〕

意見書

令和 5 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含め て記載してください。〕	

【備考】

1. 意見書: 氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び1たる事務所の所在地)のご記入願います。なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の(No.)にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
2. その他: 弊社では個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報には適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては公表する可能性がありますので、予めご了承ください。